

# SSKS

## 療育ねっとわーく川崎

2021年2月20日発行  
No.238 (4000部)  
NPO法人  
療育ねっとわーく川崎  
発行者 江川 文誠  
編集者 谷 みどり



Q 川崎市の福祉政策を左右する第5次ノーマライゼーションプランの計画案がまとめられたと聞きました。川崎市がより良い福祉政策を行うために当事者へ聞き取り調査を行って作成したのですが、今までのプランでは「当事者の声」で何かが変わったことはあるのでしょうか?

A 確かに当事者団体への聞き取りは行われました。「当事者の声」を受けて変わったところもあれば、変わらないところもある。という分かりづらい回答になってしまいます。どういう事かと行政側の解釈によるからです。第4次ノーマライゼーションプランの時のパブリックコメント後を例にしますと、行政は一度決定した第4次ノーマライゼーションプランを、パブリックコメントを受けて第4次ノーマライゼーションプラン改訂版として出し直してくれています。

この表がその時のもので、Aの「意見を踏まえ案に反映させたもの」が130の意見に対して11、Cも9しかありません。この時に私も意見を書き、本来ならばAかCに入ると思いました

Q 川崎市の福祉政策を左右する第5次ノーマライゼーションプランの計画案がまとめられたと聞きました。川崎市がより良い福祉政策を行うために当事者へ聞き取り調査を行って作成したのですが、今までのプランでは「当事者の声」で何かが変わったことはあるのでしょうか?

A 確かに当事者団体への聞き取りは行われました。「当事者の声」を受けて変わったところもあれば、変わらないところもある。という分かりづらい回答になってしまいます。どういう事かと行政側の解釈によるからです。第4次ノーマライゼーションプランの時のパブリックコメント後を例にしますと、行政は一度決定した第4次ノーマライゼーションプランを、パブリックコメントを受けて第4次ノーマライゼーションプラン改訂版として出し直してくれています。

### 2) 意見内容と対応

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、当初案に反映させたもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する賛同・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

項目	市の考え方の区分					合計
	A	B	C	D	E	
相談支援体制・地域自立支援協議会に関する事	0	6	6	6	0	18
障害児支援に関する事	3	3	0	4	0	10
地域生活支援に関する事	0	6	0	11	0	17
多様な住まいの支援に関する事	0	7	2	2	0	11
雇用・就労・経済的自立に関する事	0	3	0	1	0	4
保健・医療との連携に関する事	0	8	0	4	0	12
サービス提供体制の充実に関する事	0	1	1	1	0	3
権利を守る取組に関する事	3	0	0	2	0	5
心のバリアフリー・社会参加促進に関する事	1	5	0	7	0	13
多様な支え合いの構築に関する事	0	0	0	4	0	4
自殺総合対策に関する事	0	0	0	1	0	1
生活環境のバリアフリーに関する事	0	0	0	3	0	3
災害等の対策に関する事	1	1	0	1	0	3
障害福祉計画に関する事	0	0	0	1	0	1
計画の策定・実施に関する事	3	3	0	4	2	12
その他	0	0	0	3	10	13
合計	11	43	9	55	12	130

が、私の真意は伝わらなかったようです。当時他に意見を出した方達に聞きましたが、私と同様でした。ただ全てがそういうことではなく、事前の当事者団体への聞き取りやパブリックから福祉施策へ組み入れてられている例もあ

りますので、意見を出すことは決してムダではありません。ノーマライゼーションプランは当初のものから、今は上位概念とされる地域ケアシステム推進ビジョンを基に作成され、とてもわかりづらいものになってしまっているということが残念です。

### 小児在宅医療支援研究会理事・前田浩利医師の呼び掛け文概要

現在、「永田町子ども未来会議」のメンバーを中心に議員立法で「医療的ケア児支援法」が近々、国会で審議されます。

この医療的ケア児支援法は、医療的ケア児の支援を障害福祉としてのみではなく、子育て支援の一部と位置付けることを目指しています。

この法案では、日常生活及び社会生活における切れ目のない支援、どこに住居していても同じ支援を受けられること、個々の医療的ケア児の状況に応じた関連機関の連携の下の支援、児童でなくなった後にも接続したシームレスな支援、医療的ケア児とその保護者の意思の尊重を基本理念とし、国、地方自治体、保育所及び学校の設置者などの責務を明らかにしています。更に医療的ケア児支援の拠点として、各都道府県に医療的ケア児支援センターの設置を義務づけています。

今後の医療的ケア児支援、小児在宅医療の浸透のためにも、「医療的ケア児支援法」の成立は非常に重要と考えます。その成立を後押しするために、当事者の声を集め、国会に伝える必要があると思います。同時に、今後の医療的ケア児支援のためにも、当事者間のネットワーク創りは非常に重要と考えます。

### 日本小児在宅医療支援研究会 家族連絡会 設立趣意書

1、設立の趣旨  
(前略)しかし、医療的ケア児は、従来の子育てでは想定されていなかった医療的ケアが常に必要であり、現時点では、医療的ケア自体は、障害福祉サービスの対象にならないため、24時間の医療的ケアは全てが、家族の負担となっているのが実情です。

いまだ、医療的ケア児をもった親は、共働きを断念し、どちらかの親が、育児と介護に専念しなければなりません。さらに、家族での団らんばかりか、夜の睡眠すらも確保できなくなります。また、きょうだいたちにも多大な負担が発生し、親と二人きりで過ごす時間も、家族でのお出かけや旅行も、場合によっては経済的困難さゆえに、進学も断念せざるを得ない場合があります。

(中略)現在、医療的ケア児者と家族が置かれた困難な状況を打開するためには、子育ては単に親の責任ではなく、社会全体で担っていくものであるという社会の意識の変化と、医療的ケア児者支援を、障害福祉の枠組みから、子育て支援の枠組みへとシフトさせていくことが必要と考えます。そのためには、制度による支援を得にくい医療的ケア児者を、「医療的ケア」という考え方で一つにつなぎ、医療的ケア児者が生きやすい社会を作り出す大きな力へと結集させていく必要があります。

- 2、小児在宅医療支援研究会の家族連絡会の目的
- ①制度による支援を得にくく、様々な障害者団体にばらばらに所属している医療的ケア児者を、「医療的ケア」という共通項で一つにつなぎ、医療的ケア児者が生きやすい社会を作り出す大きな力へと結集させていく
  - ②毎日の生活の中で、「医療的ケア」ゆえに差別や、様々な困難に遭遇した方々が相談でき、解決の糸口を見いだせる相談窓口になる。
  - ③発生した問題を蓄積し、国や地方自治体の支援に活かす方法を模索する。
- ご賛同されるご家族は、下記にご連絡をお願いします。

日本小児在宅医療支援研究会事務局 zaitaku@saitama-med.ac.jp  
研究会 HP: <http://www.happy-at-home.org>

### 会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond  
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp <http://rond2981.jimdo.com/>  
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎  
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 1000円

#### 今月号の目次

- こんなときどうするの………1
- ノーマライゼーションプランについて2
- 第5次ノーマライゼーションプラン(案)の全体像………3
- 小児在宅医療支援研究会の呼びかけ4
- ノーマライゼーションプラン重点的目標5………5
- プランの障害児に関する部分について6

(本誌5・6・7・8面は会員の方に郵送)

発行所 〒157-0072 世田谷区祖師谷三丁目17番1号  
特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会 定価1000円



# 第五次ノーマライゼーションプラン(案)の全体像

紀さんの制度情報

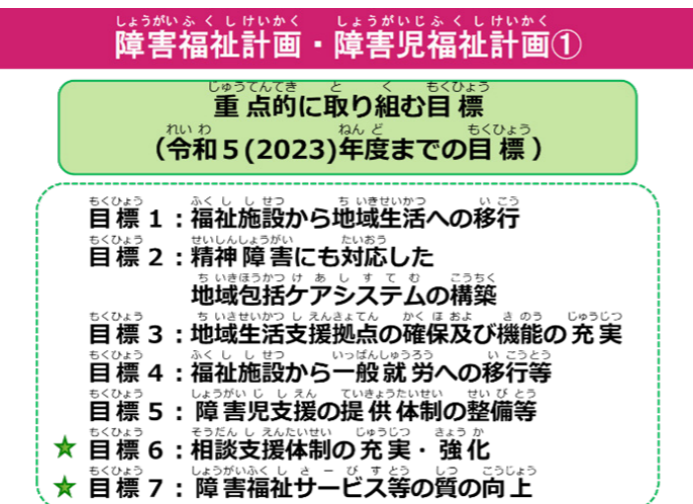
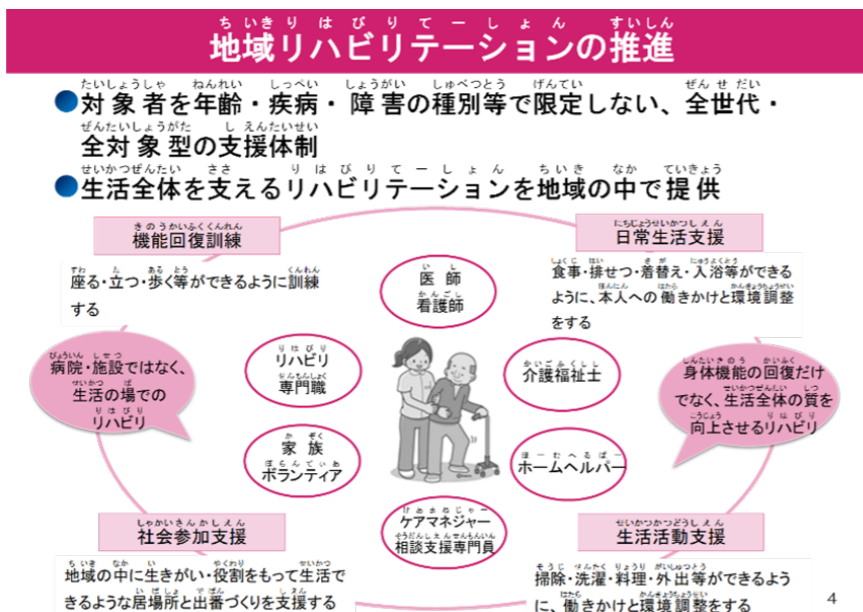
かなり無理はありますが、今回のプランをあえてまとめてみました。

今回のノーマライゼーションプランに「連携」という言葉が多く出てきます。下の図にもあるように、医療・専門職・相談支援・家族・ボランティア等あらゆる人が担い手となって支援をし、これにより質の高い生活が送れるようにしていく。これはノーマライゼーションプランの上位概念である地域包括ケアシステム推進ビジョンの考え方で、最近ではニュース等でも耳にすることが多くなった「共生社会」を推進しようということで、新しい首相が就任時に言った、「自助・互助・共助・公助」の政策です。では誰がどのようにこの連携を担うのか、全世代・全体像型の支援（障害で言うならライフステージを通じた支援）を統括・包括出来る機関・人材はいるのか、など具体性が見えてこない事が多く出てきているのも、今回のノーマライゼーションプランの内容と言えるかと思えます（これは受け手としてのとらえかたですが）。

ノーマライゼーションプランの中には市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画が含まれ、川崎市は障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定することにより、障害福祉施策全体を計画的に推進する、という事になっていて、右図はその障害福祉計画、障害児福祉計画の重点目標とされる一覧です。

どれも素晴らしい目標で、こちらは目標に対するサービスの見込み量が提示されています。内容はというと前回の目標達成率、今後の目標設定、目標達成のための方策となります。ここで肝心になるのが目標と目標達成のための方策となるわけですが、当事者及び現場の声や状況をふまえたものになっているかということ、そうになっている部分とそうでない部分があるかと思えます。

ノーマライゼーションプランの全体像として見えてくるのは、連携をするための連携不足だと思われる。当事者や関係者への聞き取りの反映、施策決定（案）の作成までのプロセスが見えてこない事など、聞き取った意見を一部の方達が判断するのでは、みなさんの真意は伝わらないでしょう。私たちは連携したくても連携できないのです。



★新規項目

# ノーマライゼーションプランについて

いろいろな障害を持った人が沢山居ますが、障害を持っていない人も、持つて居ない人も差別しないと言っている、どこかでくぎりは付いていると思えます。そうしないと困るからです。

例えば、車椅子トイレ、点字ブロック、信号機の音楽、それは障害のある人には大変、ありがたい事だともいいますが、外出をして思うことは誰もが障害を持った人に関心がないと言うことです。たまにエレベーターのボタンを押えたりしてくれる人も居ますが、ほとんどの人が自分自身は自分と知っている人に見えてきてしまいます。

ですから、区役所や何処かの人でも良いので、もっと障害のある人の事を教えて欲しいと思えます。

これからの時代は、若者より高齢者の人が多くなる時代ですから、学校でパソコンの勉強をするように、障害のある人や高齢者の人の

勉強も取り入れられたりした方が良いと思うのです。ヘルパーステーションも足りていない中でボランティアの人を使って下さいと言われても、何処に行ったらボランティアの人が居るのかも解らないし。

また、障害のある人が仕事をしようとしても、働く場所がないので、困っている方も沢山居ると思います。

例えば初任者研修を受けても実務経験が無いから出来ないとか、実務経験も大切ですが、他に大切な物も沢山あると思います。そこでその人が無理だと感じた時に初めて人としての人生だと思えます。ノーマライゼーションの言っている事も難しく書いて解りませんから、私は私なりに書いてみました。(MAさん)

ノーマライゼーション成果は？川崎市ノーマライゼーションプランの第5次のテーマは、「障害者支



援活動センター・包括センター」の充実を掲げ、障がい者や一般の人に意見を聞き行われています。しかし、今まで幾度となくノーマライゼーションプランも改訂版を加え、行ってきたと思えますが、実際に成功したケースは何個あったのだろうか？そのことについて私は伺いたいです。

私見の見解から言うと、ノンステツプバスの増加や、駅のエレベーターの設置と以前に比べ福祉が充実され、障がい者や高齢者が気軽に外出が可能となっていると思えますが、未だに安心とは言い難い面も多々あります。何度かニュースで耳にしますが、駅で視覚障がい者がホームから転落、直後に電車にひかれ死亡という痛ましい事例が繰り返して起きています。私もたまに電車利用をしています。私もたまに電車の利用をしています。ホームドアの設置も徐々に増えています。まだまだ不十分です。言い出せばキリがありませんが、もっと改善し障がい者や高齢者に耳を傾けてほしいと思えます。

私は、ノーマライゼーションプランの事はよく知りませんが、ただ言えるとしたら自助・互助・共助・公助とかつこいい言葉を並べず、障がい者や高齢者の意見に耳を傾け、もっと真剣に施策を取り組んでほしいと改めて感じました。(関野)